

「平均的な損害の額」の立証負担の 軽減について

令和2年6月25日
消費者庁

【目次】

第1. 総論

1. 「平均的な損害の額」の立証負担の軽減を検討する背景
2. 研究会報告書の考え方
3. 検討の方向性

第2. 各論

1. 推定規定を設ける考え方
2. 訴訟上、事業者には主張・立証の協力を求める制度
 - (1) 積極否認の特則
 - (2) 文書提出命令の特則
 - (3) 営業秘密の保護への配慮
3. 実体法上、事業者に対する資料提出請求権を付与する制度

【総論】 1 「平均的な損害の額」の立証負担の軽減を検討する背景

＜「平均的な損害の額」に関する規律とは＞

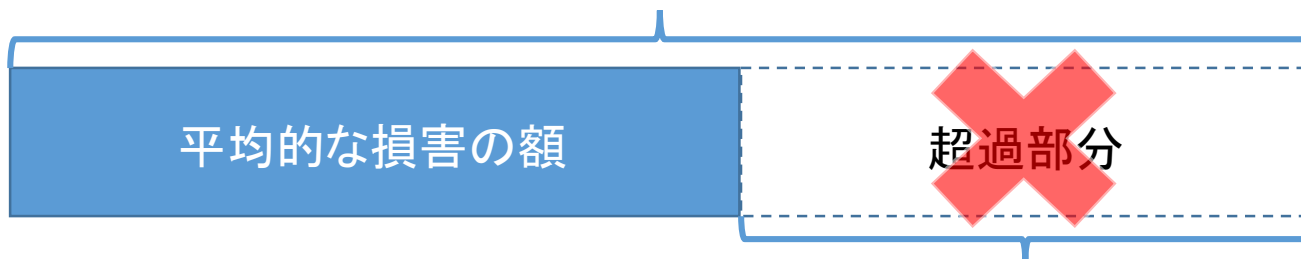
- 消費者契約法第9条第1号は、契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を定める条項(いわゆる解約料条項)につき、当該消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき「平均的な損害の額」を超える部分について、無効とする。

(条文)

第9条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について無効とする。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

事業者の定める解約料



無効

【総論】 1 「平均的な損害の額」の立証負担の軽減を検討する背景

＜立証負担に関する問題＞

- 「平均的な損害の額」の立証責任については、判例（最判平成18年11月27日民集60巻9号3437頁）は、学生納付金の返還を求めた事案において、「平均的な損害の額」及びこれを超える部分については、事実上の推定が働く余地があるとしても、基本的には、不返還特約の全部又は一部が「平均的な損害の額」を超えて無効であると主張する学生（消費者）において主張・立証責任を負うものと判断した。

 - しかし、「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」は、その事業者固有の事情であり、立証のために必要な資料は主として事業者が所持しているため消費者が立証を行うことが困難な場合がある。
こうした困難に対応するための規定として、現行法上、文書提出命令の制度が存在するが、対象文書の特定及び存否や職業の秘密等の文書提出義務の除外事由の該当性等をめぐり訴訟が長期化したり、文書提出命令の除外事由に該当するとして申立てが却下されることもある。
- ⇒消費者が「平均的な損害の額」を主張・立証することが困難になっており、消費者契約法第9条第1号の実効性が十分に確保されていないのではないか。

【総論】 2 研究会報告書の考え方(総論)

< 裁判例の分析 >

(『消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書』
(以下「研究会報告書」という。)30頁)

○ 「平均的な損害の額」に関して争われた裁判例を分析したところ、何を損害として捉えるかという考え方による類型化が行われた。

| | 損害類型 | 損害項目 | 裁判例 | 根拠資料(例) |
|------|----------------|--|---|---|
| I型 | 逸失利益 (粗利益) | 粗利益 - 支出を免れた費用 | 【66】(携帯電話利用契約) 【72】(携帯電話利用契約) 【71】(結婚式場利用契約) 【77】(結婚式場利用契約) 【53】(宿泊施設利用契約) 【87】(インターネット接続サービス利用契約) | ・携帯電話の月別純利益、解約件数データ(ARPU) ・式場別解約件数、再販売件数、粗利率等のデータ ・月別の収入を示す資料、支出を免れる費用を示す資料 |
| II型 | 逸失利益 (機会損失) | 商品の転売益、他の顧客を募集できなかったことによる機会損失 | 【48】(ゴルフ会員権譲渡) 【55】(ドレスレンタル) | ・ゴルフ会員権の転売契約の成立及び転売差益を示す資料 ・解約までの間に、他の顧客から申し込みがあった等の事情を示す資料 |
| III型 | 契約締結のためにかけたコスト | 会員募集に要する人件費、契約締結事務費用、標準プランとの差額(割引分) | 【85】(冠婚葬祭互助会契約) 【65】(携帯電話利用契約) 【92】(ケーブルテレビ利用契約) | ・会員募集に要する人件費、契約締結事務費用の金額データ ・基本料金、割引料金を示す資料、平均解約月数を示す資料 |
| IV型 | 債務履行のためにかけたコスト | 事務処理のために要した費用や労力、解除までの期間中に契約履行に備えて通常負担する費用、実費として通常必要となる交通費、電話代、通信費、コピー代等 | 【2】(中古車販売) 【44】(弁護士委任契約) 【50】(弁護士委任) 【56】(行政書士) | ・履行準備のための電話代などの通信費 ・履行準備のための交通費、通信費、コピー代等の資料 ・事情聴取、相談に要した費用の資料 |

(研究会報告書参考資料3。【】内の番号は第1回消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会参考資料⑦の裁判例番号を指す)

【総論】 3 検討の方向性(総論)

<検討の視点>

- 「平均的な損害の額」に関する規律の在り方を検討するにあたっては、以下の5つの視点に基づき整理することができる。(研究会報告書34頁)

| | |
|--------------|--------------------------------|
| (1)実効性 | 強制力を伴う仕組みか |
| (2)営業秘密の保護 | 営業秘密の保護の必要性及びその範囲 |
| (3)簡便性・迅速性 | 手続の軽重、迅速な紛争解決の可能性 |
| (4)汎用性(利用場面) | 訴訟上のみならず、訴訟外でも利用できる制度か |
| (5)段階と組合せ | 紛争のいかなる段階で利用する制度か、他の制度との組合せの適否 |

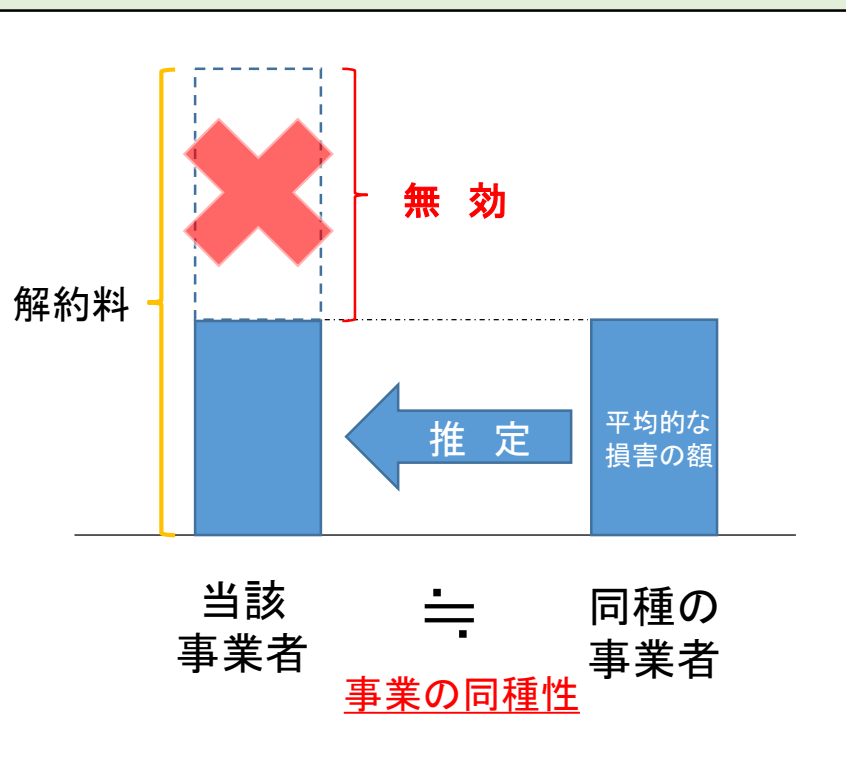
<検討の方向性>

- 「平均的な損害の額」に関する消費者の立証負担を軽減する方法として、以下の規律を新たに設けることができないか。
 1. 推定規定を設ける考え方
 2. 訴訟上、事業者に主張・立証の協力を求める制度
 - (1)積極否認の特則
 - (2)文書提出命令の特則
 - (3)営業秘密の保護
 3. 実体法上、事業者に対する資料提出権を付与する制度

【各論】 1-1 「平均的な損害の額」に関する推定規定 <研究会報告書>

考え方

「同種の事業者」に生ずべき平均的な損害の額を、「当該事業者」に生ずべき平均的な損害の額と推定する旨の規定を設ける。



立証負担の緩和

消費者は「『当該事業者』に生ずべき平均的な損害の額」又は「『同種の事業を行う事業者』に生ずべき平均的な損害の額」のいずれかを選択して立証することができるようになる。

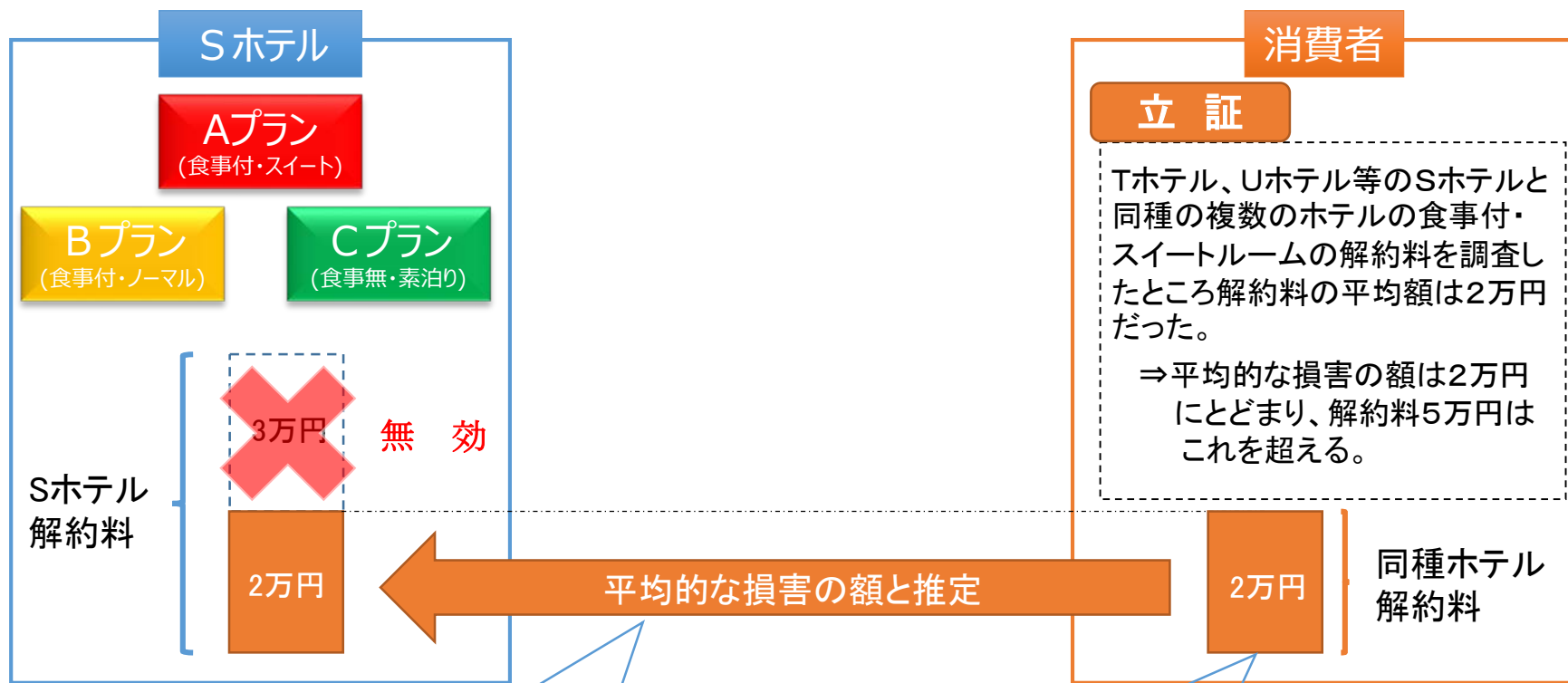
⇒「同業の事業者」に生ずべき平均的な損害の額の立証も選択できるようにすることで立証負担の軽減にもつながり得る。

検討課題

- 同種の事業を行っているといえるのかの判断が難しいため、具体的な運用が難しい。
- 事業者によってコスト構造やビジネスモデルが異なることから、あらゆる消費者契約に通じた推定の基礎となる経験則を見出すことは困難である。
⇒上記の観点等を踏まえつつ、他の制度的な手当の検討も踏まえ、関係者の意見を聞きながら検討することが適切と考える。

【各論】 1-2 「平均的な損害の額」に関する推定規定 <事例の検討>

モデルケース: SホテルがAプラン(宿泊料7万円)の1か月前におけるキャンセルをした場合の解約料を5万円と設定していた場合



- Sホテルと同種のホテル事業者をどのような基準で判断するのか。
- 各ホテルにおいてコスト構造やビジネスモデルが異なるのに、事業の同種性を根拠として損害額を推定して良いか。

- 標準約款がなく、各事業者が個別に解約料を設定しているような事業の場合、消費者の立証負担は軽減されないのでは。

【各論】 1-3 「平均的な損害の額」に関する推定規定 <検討の方向性>

- 研究会報告書では同種の事業の判断の難しさや事業者ごとにコスト構造やビジネスモデルが異なるため推定の基礎となる経験則を見出すことが困難であるとの指摘がなされている。

また、研究会報告書に関する意見募集に寄せられた意見において事業者側・消費者側の双方から慎重又は消極的な意見が寄せられている。

(意見募集における意見)

慎重又は消極的な意見

- 原状を改善するための一手段としてはあり得る。しかし、同種の事業を行っているといえるのかの判断が難しいため、具体的な運用が難しい。
- 途中解約により発生する損害は、事業規模の大小、コスト構造やビジネスモデル等により大きく異なる。にもかかわらず、例えば小規模会社の損害を大規模会社にそのまま推定することを可能とする新规定はその制度設計に問題があるので反対。
- 業界内で、標準約款が定められていたとしても、その標準約款自体、消費者の考え方を適正に反映し作成されたものかわからず、標準約款をもって、「同種の事業者に生ずべき平均的な損害の額」を推定することは極めて危険である。

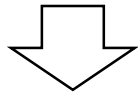
(今後の検討の方向性)

以上を踏まえて、「同種の事業者」に生ずべき平均的な損害の額を「当該事業者」に発生すべき平均的な損害の額と推定する規律を設けても機能する場面が限定的であると予想されるが、どう考えるか。

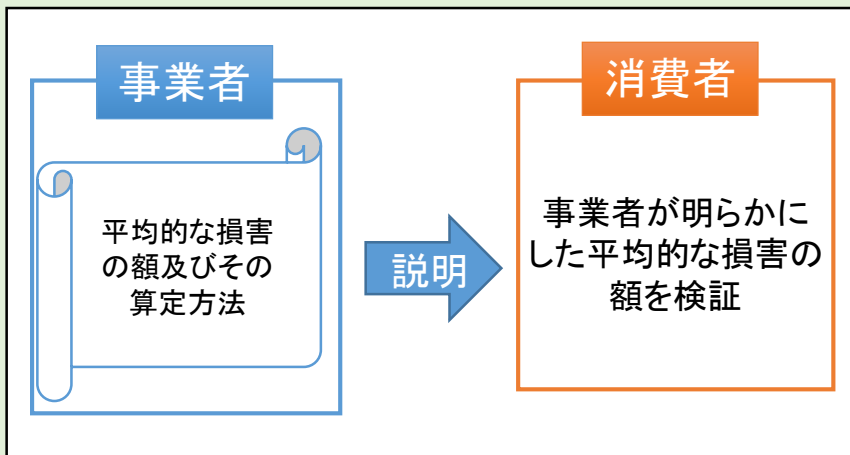
(1) 積極否認の特則

考え方

裁判所が資料開示について事業者の任意の対応を求めやすくなるよう、裁判所の訴訟指揮を促す仕組みを設けることが考えられる。



事業者がその請求する解約料が「平均的な損害の額」を上回ることを否認する際には、自己の主張する「平均的な損害の額」及びその算定根拠を明示することを義務付ける。



立証負担の緩和

「平均的な損害の額」に関する資料等は事業者が保有していることが多く、消費者が当該金額を算定して主張・立証することは困難である。

⇒事業者が「平均的な損害の額」及びその算定根拠を明らかにすることで、消費者が算定式や損害項目等を把握することが可能となり、「平均的な損害の額」の主張・立証負担が軽減される。

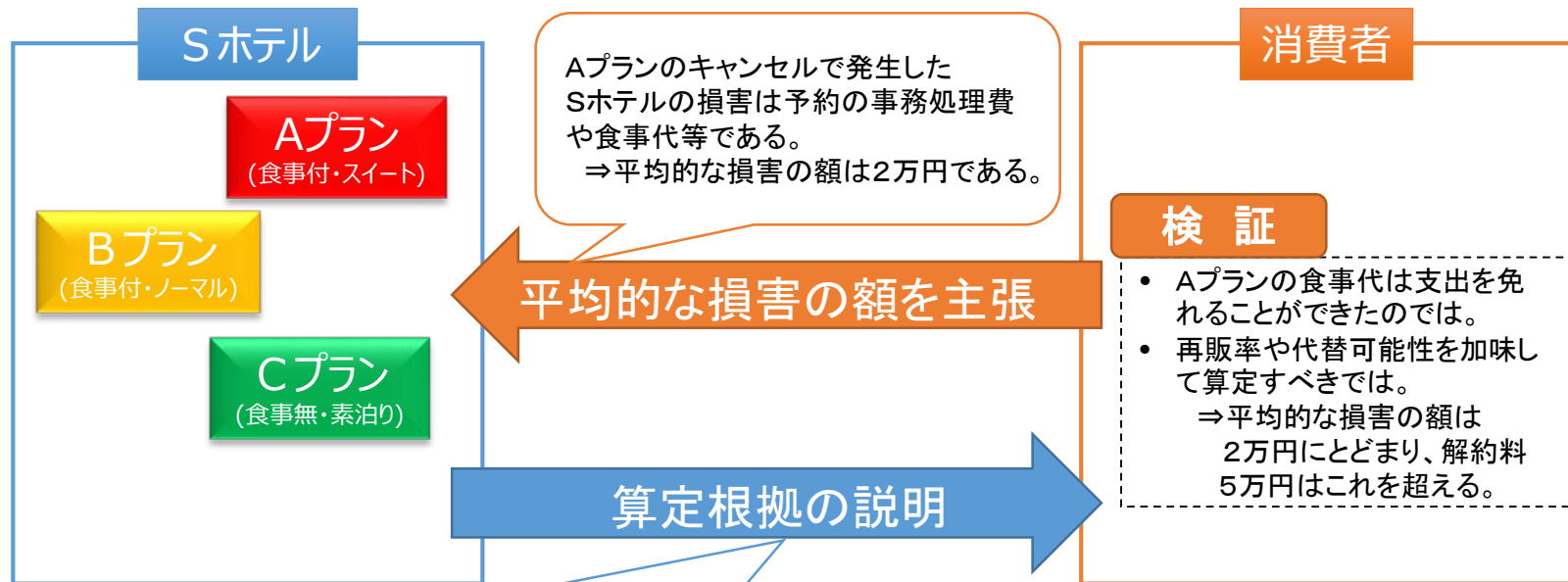
検討課題

事業者から「平均的な損害の額」及びその算定根拠を説明されたとしても当該説明が客観的な資料に裏付けられたものか消費者側で検証することができない。

⇒文書提出命令の特則等の算定根拠等に関する資料を提出させる仕組みと組み合わせで運用すべきである。

【各論】 2-2 訴訟上、事業者に主張・立証の協力を求める制度 <事例の検討>

モデルケース：SホテルがAプラン(宿泊料7万円)の1か月前におけるキャンセルをした場合の解約料を5万円と設定していた場合



<否認の態様について>

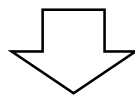
- ・単純否認：平均的な損害の額は2万円にはとどまらず、解約料5万円はこれを超えない。
- ・積極否認：解約料の算定は積極損害だけでなく逸失利益などの消極損害も含めて計算すべきである。
- ・積極否認の特則：解約料はAプランの粗利益から支出を免れた費用を控除して算定しており、具体的には宿泊料7万円から食事代や減価償却費を売上原価として1万8,000円を控除して粗利益を算出し、支出を免れた光熱費等として2,000円を控除して解約料5万円を設定している。

<営業秘密の保護への配慮>

特定のプランやサービスごとの粗利益や売上原価を構成する費用項目は通常公開されない情報である。
⇒ 競業者、取引先等に知られると競争や価格交渉等の場面で不利な立場に立たされる可能性がある。

<積極否認の特則の必要性について>

- 判例上、「平均的な損害の額」の主張・立証責任は基本的に消費者が負うこととなっているが、解約料は事業者が定めたものであり、立証のために必要な資料は主として事業者が保有していると考えられ、消費者が「平均的な損害の額」を主張・立証することが困難な状況に陥っているケースもある。
- 解約料は事業者が定めたものであるため、事業者からの説明なしに消費者が「平均的な損害の額」を具体的に主張・立証することは難しく、事業者による解約料に関する情報提供によって情報格差の是正が求められる場面である。
 - 事業者自身が解約料を定めた以上、当該解約料が「平均的な損害の額」を超過していないことを説明すべきであり、本来その点に困難はないはずである。
 - 事業者と消費者との間で「平均的な損害の額」に関する情報格差が生じている状態であり、また、「平均的な損害の額」が現実に問題となっている状況でもあるため、消費者契約法第3条の趣旨に照らすと、事業者により必要な情報を提供することが求められる場面である。



特許法104条の2を参考にした「積極否認の特則」を新設してはどうか。

⇒事業者が消費者の主張する「平均的な損害の額」を否認するのであれば、事業者が自らが定めた解約料の算定根拠を明らかにすることによって消費者の主張・立証の負担を軽減することができるのではないか。

<特許法104条の2の立法趣旨・運用状況>

○ 特許権侵害訴訟において特許権者が被疑侵害者による侵害行為の内容を特定して主張・立証責任を負うことになっているところ、具体的な侵害行為は被疑侵害者の工場内等で行われており、特許権者が具体的に侵害行為を特定して主張・立証することは困難であった。

そこで、特許権侵害訴訟における侵害行為の特定の困難さに鑑み、民事訴訟規則の考えを一步進めて、被疑侵害者は自らの行為の具体的な態様を明らかにしなければならないこととし、「侵害行為の立証の容易化」が図られた(特許法第104条の2)。

(特許庁ウェブサイト「産業財産権法(工業所有権法)の解説 平成11年法律改正」第4章、41頁以下。
特許庁編「工業所有権法(産業財産権法)逐条解説第二十一版」(発明推進協会、令和2年)347頁以下)

○ 特許法104条の2を設けたことにより、特許権者による侵害行為の立証負担が軽減され、審理の迅速化がなされたといわれている。(高部眞規子「実務詳説特許関係訴訟第三版」(きんざい、平成28年)56頁)

⇒主張・立証の対象が相手方の支配権内に遍在する構造が「平均的な損害の額」の主張・立証の場面・状況と類似しており、特許法104条の2と同じ規律を設け、事業者は「平均的な損害の額」について、その算定根拠を具体的に明らかにしなければならない規律を設けることで消費者の立証負担が軽減できると考えられる。

- 積極否認の特則につき、消費者の立証負担の軽減が図れるとの積極的な意見が寄せられる一方、慎重又は消極的な意見として営業秘密の開示による回復困難な損害が生じることに対する懸念も寄せられている。

(意見募集における意見)

積極的な意見

- 差止訴訟における適格消費者団体の負担軽減を可能にするものであり賛成。
- 事業者が主張する違約金の内容や算定根拠が一定程度明らかになることが期待でき、方向性は賛成である。

慎重又は消極的な意見

- 事業者が算定根拠を明らかにするためには、原資料そのものを提出しなくても、事実上、その営業秘密を明かさざるを得なくなるが、いったん営業秘密が開示されてしまえばその回復は困難であるから、営業秘密の保護の観点から反対。

- 「平均的な損害の額」の算定根拠の中には粗利益や再販率等の情報が含まれるケースがあり事業者によっては粗利益や再販率等が営業秘密に該当する可能性がある。そのため、営業秘密を保護するための制度も同時に新設することにより事業者の営業秘密への配慮を行う必要がある。

<積極否認の特則違反について>

○ 研究会報告書では、積極否認の特則の義務違反に対する制裁規定を設けず、当該規律に従わない不誠実な訴訟対応について弁論の全趣旨として裁判官の心証に影響を与えることがあるという事実上の効果を予定したものであると提案されている。(研究会報告書37頁)

また、特許法104条の2においても、義務違反に対する制裁規定は設けられておらず、消費者契約法においても制裁規定を設けない規律が考えられる。

○ 努力義務として、「事業者は解約料の条項を用いる場合には、その根拠を直ちに示すことができるように努めなければならない」旨の規定を設け、訴訟上において事業者が算定根拠等を示さない場合には、消費者の主張する「平均的な損害の額」が真実であるとの事実上の推定を働きやすくする規律も考えられる。

(今後の検討の方向性①)

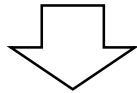
○ 以上を踏まえ、特許法104条の2を参考にし、当該解約料が「平均的な損害の額」を超えるとの消費者の主張を否認する場合は、事業者が「平均的な損害の額」とその算定根拠を具体的に明らかにしなければならないこととする規律を設けてはどうか。

○ 努力義務として、「事業者は解約料の条項を用いる場合には、その根拠を直ちに示すことができるように努めなければならない」旨の規定を設けてはどうか。

(2) 文書提出命令の特則

考え方

解約料の算定式などの算定根拠を事業者が明らかにした場合、それが客観的な資料に裏付けられるものか検証する必要がある。



事業者の説明を求める積極否認の特則とは別に、事業者に根拠資料の提出を求める規律が必要と考えられる。

事業者

平均的な損害の額及びその算定根拠を客観的に裏付ける資料



提出

消費者

提供された資料が客観的な裏付けとなるかを検証

立証負担の緩和

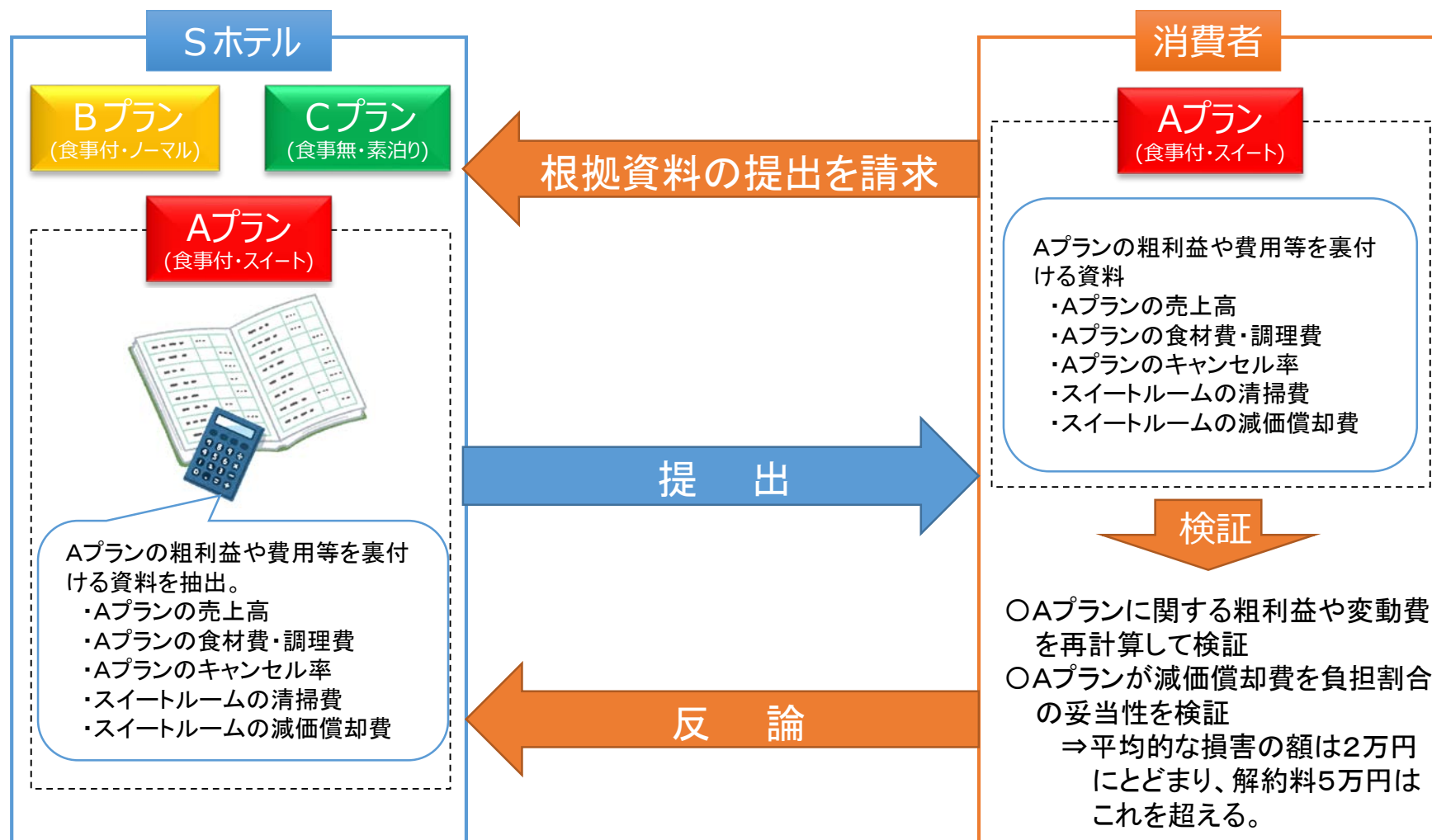
- 訴訟において事業者の資料提出を促し、「平均的な損害の額」の算定根拠が客観的な資料に裏付けられているかを検証することを可能にする。
- 現行の文書提出命令を申し立てて審理する場合と比較して迅速な審理を可能とする。

検討課題

- 事業者の予測可能性を担保するとともに営業秘密該当性をめぐる審理を省力化するという観点から提出の対象となる文書があらかじめ明確になっていることが望ましい。
- 具体的な要件の在り方についてもなお検討が必要である。
⇒上記の観点等を踏まえつつ、関係者の意見を聞きながら具体的な制度設計につき検討を進めていくべきと考える。

【各論】 2-8 訴訟上、事業者に主張・立証の協力を求める制度 <事例の検討>

モデルケース: SホテルがAプラン(宿泊料7万円)の1か月前におけるキャンセルをした場合の解約料を5万円と設定していた場合



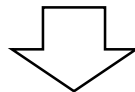
<文書提出命令の特則の必要性について>

- 事業者が「平均的な損害の額」と計算方法を明らかにしたが根拠資料の提出を行わず消費者が事業者の主張する「平均的な損害の額」を検証することが困難なケースが存在していた。 ※消費者委員会第38回消費者契約法専門調査会「資料3井田委員提出資料」
また、消費者が文書提出命令を申し立てた場合、その審理に時間を要する上、提出義務の例外事由に該当するとして申立てが却下されることもある。

⇒積極否認の特則を効果的に機能させるためには、事業者による「平均的な損害の額」が明らかにされた後に、事業者の主張に裏付けがあるのか、を検証することができる規律も設ける必要があり、研究報告書でも積極否認の特則と文書提出命令の特則を組み合わせるべきとの提案がなされている。

(研究会報告書37頁)

- 「平均的な損害の額」に関しては、事業者が根拠資料等を保有しており消費者との間に情報格差が存在している状況であり、事業者から消費者に対する積極的な情報提供による格差是正が求められる場面である。



一定の文書について一律に事業者が提出義務を負うべき規律を設けることにより「平均的な損害の額」に関する審理を迅速化し、消費者の立証負担を軽減することができるのではないか(文書提出命令の特則)。

<「平均的な損害の額」の算定根拠に用いた資料の提出について>

○ 「平均的な損害の額」の算定にあたっては、当該消費者契約にかかる事務処理に要した人件費等の積極損害と粗利益や再販率等を用いて算出した逸失利益（消極損害）に関する情報を消費者が入手する必要がある。

○ しかし、「平均的な損害の額」の算定の必要となる再販率等の情報については事業者が各自の事業モデルや実態に応じて考え方や算出方法等が異なるため、各事業者が独自に定め、個別に文書を作成して記録を残していることが多い。そのため、提出対象となる文書を特定の文書に限定することは難しく規範的に定めるしかないと思われる。

⇒そこで、事業者が「平均的な損害の額の算定根拠に用いた資料」を提出対象とする規律は考えられないか。

- 事業者が算定根拠として示した以上、相手方当事者である消費者からの開示要請に対して応じる必要があると考えられないか。

- 提出対象の文書には粗利益や再販率等の事業者にとって営業秘密に該当する情報が含まれている可能性があると考えられる。
そのため、営業秘密を保護するための制度も同時に新設することによって事業者の営業秘密への配慮を行う必要もある。

(具体的事例の検討)

Sホテル解約料のモデルケースであれば、Aプランの解約料5万円を定めるにあたってAプラン1件当たりの宿泊料等の売上情報、予約事務処理費用、食事代等の売上原価情報、粗利益・キャンセル率(再販率)等の数字を用いて金額を算定しているものと予想される。

そこで、事業者が「平均的な損害の額の算定根拠に用いた資料」としては、Aプランの売上金額や各種費用額が記載された文書として「Aプランの総勘定元帳」、キャンセル件数／予約件数でAプランのキャンセル率を計算する場合、キャンセル件数と予約件数が記載されたものとして「Aプランの宿泊者名簿」や「Aプランの月次業績報告書」を提出することが考えられる。

(今後の検討の方向性②)

以上を踏まえて、事業者が「平均的な損害の額」の算定根拠として用いた資料を裁判所に提出する規律を設けてはどうか。

<提出義務の対象文書について>

- 提出義務の対象文書を以下の特徴を有する会計帳簿に特定する方向性も考えることができる。
 - 類型的信用文書として客観性があり正確性も確保されている。
 - 全ての事業者において作成が義務付けられる文書(商法第19条第2項、会社法第432条第1項)であり、中小事業者も保有していると考えられる。
 - 事業者の収支の根拠は最終的に会計帳簿にまで遡ることになると予測され、「平均的な損害の額」の根拠資料となりうる可能性が高い。

- しかし、会計帳簿に記載された会計情報からは事務処理費等の積極損害に関する項目を抽出できるが、再販率等の消極損害の算定に必要な情報を直ちに算出することは難しいと予想される。そのため、同種の消費者契約に関する会計帳簿が提供されただけでは「平均的な損害の額」の算定を行うことは困難である。

(今後の検討の方向性③)

以上を踏まえて、事業者に当該消費者契約に関する会計帳簿を裁判所に提供する規律を設けることについては、どう考えるか。

(3) 営業秘密の保護への配慮

- 積極否認の特則により「平均的な損害の額」及びその算定根拠を事業者が明らかにした場合は、当該情報の中には特定の消費者契約の粗利益や必要経費等の営業秘密に該当する情報が含まれている可能性がある。
- 文書提出命令の特則を設けて「同種の消費者契約に関する会計帳簿」及び「平均的な損害の額の算定根拠に用いた資料」を提出する場合にも、特定の消費者契約の売上や再販率等の営業秘密に該当する可能性のある情報が含まれている。

(意見募集における意見)

慎重又は消極的な意見

- 仮に、事業者に対し、平均的な損害の額について立証するため、必要な書類等の提出を命ずることができるという規定を設けるとしても、当該書類には当該事業者の企業秘密・各種ノウハウ等保持すべき機密情報が含まれるため、書類等を閲覧できる者は裁判所に限ることとし、適格消費者団体は閲覧することができないようにするなど、配慮いただきたい。
- 立証のため事業者がある程度資料を提出せざるを得ないことは理解するものの適格消費者団体からの申立てや開示請求が濫用的に行われることがないように、要件や対象の資料の範囲等については慎重に検討いただきたい。また、事業者の営業秘密の保護のため、インカメラ手続の活用等について検討するなど手続面も十分に配慮いただきたい。

- 積極否認の特則及び文書提出命令の特則によりに当該事業者の特定の消費者契約に関する売上、粗利益、再販率等の情報が競業者や当該事業者の取引先等に対して明らかになった場合、当該事業者が不利な立場に立たされるケースが発生すると予想される。

(具体的事例の検討)

Sホテル解約料のモデルケースであれば、Sホテルの競業者であるTホテルがSホテルAプランの粗利益や費用構造を分析することにより、Tホテルが提供している宿泊サービスの金額をどの程度まで下げればSホテルが追随することができずSホテルの顧客をTホテルに効果的に誘引することができるか等の経営戦略を立てることが可能となり、競業者との競争において不利な立場に立たされてしまうことが予想される。

また、SホテルAプランの食事を提供しているXレストランが同プランの粗利益が2万円であると知った場合、「5万円もAプランから利益を得ているのであれば、Xレストランが提供するAプランの食事サービスにつきSホテルがXレストランに支払っている報酬額の単価を5,000円上げて欲しい。」との交渉を持ちかけられる可能性もある。

- ⇒積極否認の特則による説明を受けた消費者や文書提出命令の特則により提出対象の文書を閲覧した消費者が事業者の営業秘密を開示しないよう事業者の営業秘密の保護への配慮が必要となる。

<秘密保持命令制度について>

- 特許法第105条の4を参考にして秘密保持命令制度を新たに設けることが考えられないか。

<インカメラ手続について>

- 民事訴訟法第223条第6項を参考にして、文書提出命令の特則においては、提出対象として申し立てられた文書が文書提出命令の特則の定める要件に該当しているか否かを判断する手続としてインカメラ手続を新たに設けることが考えられないか。
- 文書提出命令の特則の利用主体を適正な活動を行うことが制度的に担保されていると考えられる適格消費者団体(※)に限定した上で、適正手続の保障及び手続の信頼性の向上の観点からインカメラ手続において適格消費者団体にも意見を聞くことができる規律を設けることは考えられないか。

適格消費者団体は解約料に関する事案の相当数の経験と一定の知見を有しているため意見を求めることについて合理性があるのではないか。

※適格消費者団体は、内閣総理大臣の認定を受け、消費者庁の監督の下、守秘義務その他の規定の順守が義務付けられるとともに、適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないという秘密保持義務を負っており(法第25条)、同義務は罰則により担保されているほか(法第50条第2号)、濫用的な差止請求及び被害回復関係業務を実施することができないこととされている(法第12条の2第1項第1号)。 ※研究会報告書38頁脚注54

(具体的事例の検討)

Sホテル解約料のモデルケースであれば、適格消費者団体がSホテルにおけるAプランの月次業績報告書の提出を申し立てた場合、裁判所が当該報告書を確認し、SホテルがAプラン解約料5万円の算定根拠として用いた粗利益や再販率等の情報が記載されており「平均的な損害の額の算定根拠に用いた資料」に該当するかを判断する。

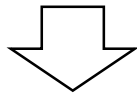
また、必要に応じて当該適格消費者団体に対してSホテルにおけるAプランの月次業績報告書を開示して当該解約料の算定根拠として用いられた資料にあたるか、について意見を求めることができる。

(今後の検討の方向性④)

- 秘密保持命令を導入することにより消費者が積極否認の特則や文書提出命令の特則により知った事業者の情報につき秘密保持義務を課す規律を設けることとしてはどうか。
- 文書提出命令の特則の利用主体を適格消費者団体に限定した上で、インカメラ手続を導入して裁判所が文書を確認して文書提出命令の特則が定める要件の該当性について判断を行い、必要に応じて適格消費者団体の意見を求めることができる規律を設けることとしてはどうか。

考え方

紛争解決の必要性は訴訟手続のみならず訴訟前の交渉段階においても変わらない。



当事者(適格消費者団体)に実体的な資料提出請求権を付与することを検討することも考えられる。

事業者

平均的な損害の額の算定に必要な資料



提出

適格消費者団体

提供された資料から平均的な損害の額を主張・立証

立証負担の緩和

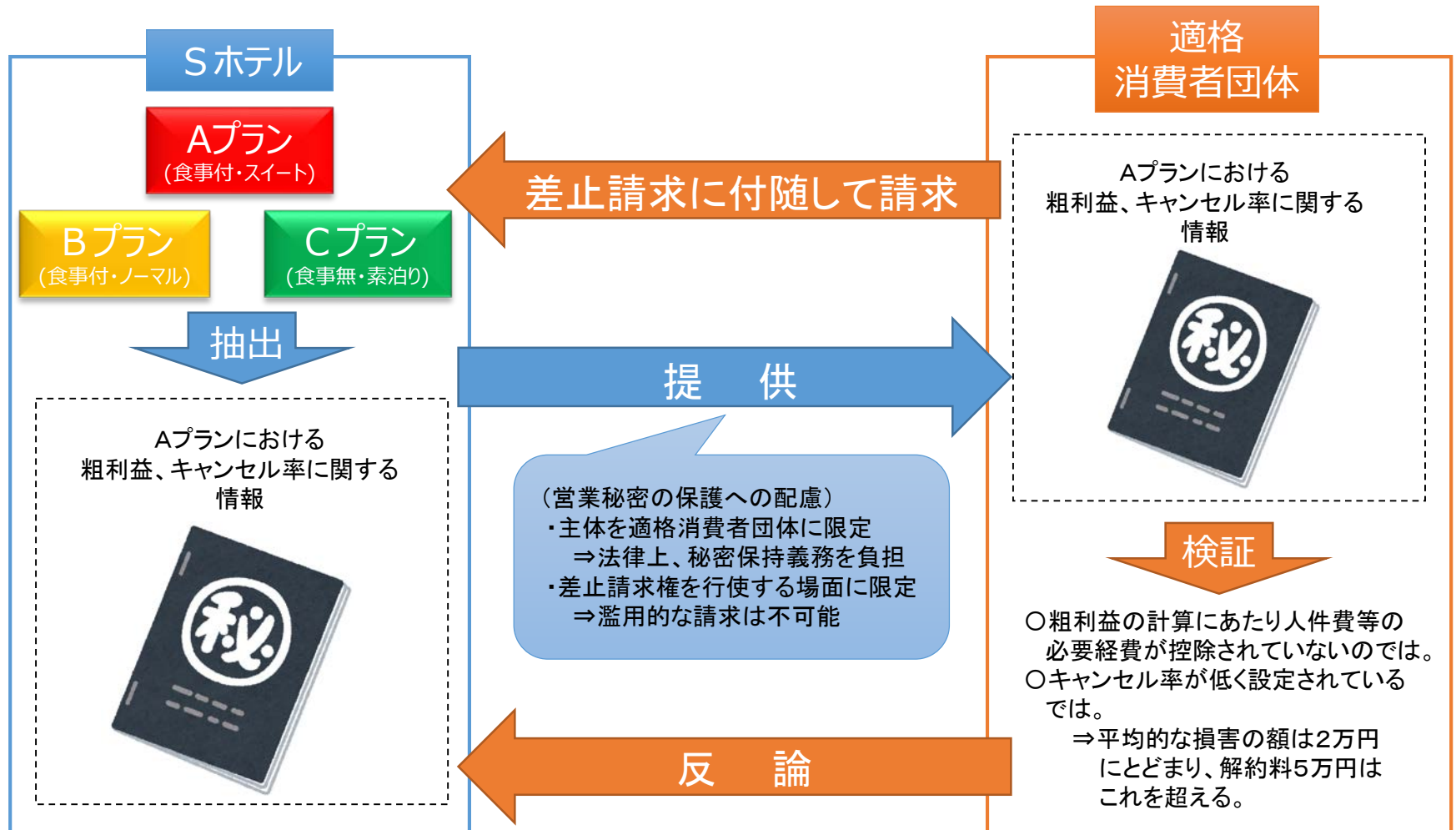
訴訟提起前の段階で「平均的な損害の額」に関する資料が当事者間で共有されやすくなる。
⇒当事者間で自主的かつ早期の解決を促すことにもつながる。

検討課題

- 主体を適格消費者団体に限定することのみで営業秘密の保護が十分に実現できるか。
- 訴訟外でも事業者に資料の提出を求めることができるものであることを踏まえると提出が認められる要件は慎重に検討すべき。
- 実体法上の請求権としての権利の性質及び内容、要件・効果の在り方をより具体的に検討する必要がある。
- いかなる損害類型において具体的にどのような資料が「平均的な損害の額」の根拠資料となるかについては、なお精査が必要である。

【各論】 3-2 実体法上の資料提出請求権 <事例の検討>

モデルケース：SホテルがAプラン(宿泊料7万円)の1か月前におけるキャンセルをした場合の解約料を5万円と設定していた場合



【各論】 3-3 実体法上の資料提出請求権 <検討の方向性>

- 資料提出請求権が実体法上の権利として発生・消滅する具体的な要件を明確に定める必要がある。研究会報告書では、「平均的な損害の額」を超える蓋然性が相当程度高いことを要件として定める提案がなされている。

(意見募集における意見)

慎重又は消極的な意見

- 「平均的な損害の額」については、民法の損害論に関する高度かつ厳密な議論を経て裁判所で判断すべき性質のものである以上、訴訟外で利用可能な規定を設けるべきではない。仮に設けても結局「平均的な損害の額」を超える蓋然性が相当程度高いか否かが争点となって訴訟となり、現在の法第9条第1号の裁判と同じ議論がなされるだけになるため反対。

- 資料の提出を求めて訴訟を起こす場合、適格消費者団体は事業者の定める解約料が「平均的な損害の額」を超える蓋然性が相当高いことを立証する必要がある。

当該訴訟に勝訴して資料の提出を受けた後に差止訴訟を提起する場合、適格消費者団体は事業者の定める解約料が「平均的な損害の額」を超えることを再度立証しなければならない。

(今後の検討の方向性)

以上を踏まえると、「平均的な損害の額」を超える蓋然性が相当程度高いことを要件として定めた場合、適格消費者団体が実質的に同じ内容の立証を二度行うこととなり、立証負担が軽減されない可能性もあるが、どのような要件を設けるべきか。